平成２９年（フ）第８５８号
福岡市博多区月隈１丁目18番13―２号
債務者　馬渡　広喜
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８５９号
福岡県糟屋郡久山町大字久原3549番地163
債務者　渡邉　尚妙
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８６７号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原東７丁目14番２号アルトピアーノⅡ201号
債務者　力武リカコ
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５４号
長崎県諫早市貝津町2251番地６　エンジェルハイツ201号
債務者　濵崎　幸司
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
仙台市泉区将監６丁目４番35―31号
債務者　平野　千彰
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２６６号
宮城県宮城郡松島町高城字西柳11番地の３、従前の住所宮城県塩竈市香津町３番17号
債務者　木村　　舞（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２７３号
仙台市若林区六丁の目中町25番38号　サクラハイツ305、従前の住所宮城県黒川郡大和町鶴巣下草字観音堂70番地の35
債務者　清水　春美
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３２５号
宮城県多賀城市新田字西後８番地の１　１―24
債務者　梶原　千草
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４１５号
仙台市泉区向陽台２丁目４番５号　レジデンス向陽台101
債務者　関塚　盛一
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３９号
福島県いわき市平下荒川字鶴ケ町56番地の２、住民票上の住所福島県いわき市内郷御厩町上宿53番地の２　タウニィ御厩101
債務者　澁谷　絵美（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第４７７号
京都府宇治市大久保町旦椋38番地の１　西大久保32棟502号
債務者　吉津　良康
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７９号
鳥取県西伯郡大山町住吉156番地１　さざんか台団地Ｋ―10―38号、前住所鳥取県西伯郡大山町御来屋300番地
債務者　大月　照雄
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第９２号
広島市安佐南区高取南２丁目33番19号
債務者　安本　幸子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３４０号
広島市南区東雲２丁目２番36―203号
債務者　矢代由美子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４６号
広島県廿日市市廿日市２丁目８番７号
債務者　伊勢　恵子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１０号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺３丁目13番20号
債務者　松崎　　誠
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７５１号
福岡市博多区吉塚４丁目16番14―203号、住民票上の住所福岡市博多区吉塚２丁目３番５―803号
債務者　河野　　展
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部